

藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について
次の者を藤沢市スポーツ推進審議会委員に任命する。

2015年（平成27年）6月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田早苗

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出区分	新任再任の別	備考
やわた みつお 八幡 満夫			学識経験者	新任	藤沢市体育協会
かわぐち ちえこ 川口知恵子			学識経験者	再任	藤沢市レクリエーション協会
いわさき こういち 岩崎 公一			学識経験者	再任	藤沢市地区社会体育振興協議会連合会
かわぐち ゆきお 川口勇喜夫			学識経験者	再任	藤沢市スポーツ推進委員協議会
たけうち しんすけ 竹内 伸介			関係行政機関の職員	新任	藤沢市立中学校長会
まえかわ よしき 前川 美樹			関係行政機関の職員	新任	藤沢市立小学校長会
なかの やすし 仲野 靖司			学識経験者	再任	藤沢市医師会

氏名	生年月日	住所	選出区分	新任再任の別	備考
いちむら あんな 市村 杏奈			学識経験者	再任	藤沢市社会教育委員
たなか ふじお 田中 不二夫			関係行政機関の職員	再任	神奈川県立体育センター
おおすが かつお 大須賀 勝男			学識経験者	新任	障がい者スポーツ関係
にしの けんじ 西野 賢二			学識経験者		公募
まつおか たみお 松岡 民生			学識経験者		公募

2 任期

2015年(平成27年)7月26日から2017年(平成29年)7月25日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市スポーツ推進審議会委員が2015年（平成27年）7月25日をもって任期満了となるため、藤沢市スポーツ推進審議会条例第2条及び第3条並びに第4条の規定により、新たに委員を任命する必要による。

参考

スポーツ基本法 拠粹

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

藤沢市スポーツ推進審議会条例 拠粹

(委員の任命)

第2条 審議会の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

(委員の定数)

第3条 審議会の委員の人数は、12人以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。